

会 長	副会長	理 事	事務長	会長指示
				

福産医発第 1 号

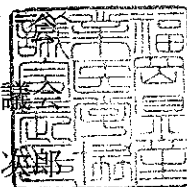
平成14年4月4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

福岡県産業医学協議会

会長 関 原 敬 次

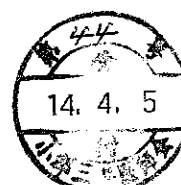


「産業医契約書」の送付について

早春の候 貴職益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では以前「産業医契約書」を作成いたしておりましたが、この度、別添のとおり新たに契約書を作成いたしましたので、お送りいたします。

つきましては、産業医契約の際には標記契約書を活用していただくようお願いいたします。



契 約 書

事 業 者 (以下「甲」という) と、
医師会所属医師 (以下「乙」という) は、
労働安全衛生法第 13 条に基づく産業医の委託に関して下記のとおり契約を締結する。

記

- 第 1 条 甲は乙を末尾表示の甲の事業場（以下「本事業場」という）における労働安全衛生法第 13 条の産業医として選任し、その職務を行うことを委託し、乙はこれを承諾した。
- 第 2 条 乙は本事業場において労働安全衛生規則第 14 条および第 15 条に規定する職務（付属規定参照）を行うものとする。
- 第 3 条 甲は労働安全衛生法第 18 条第 2 項第 3 号により、乙を本事業場における衛生委員会の委員に指名し、乙はこれを承諾した。
- 第 4 条 甲は乙に対し労働安全衛生規則第 15 条第 2 項に基づき、第 1 項の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき全面的に協力する。
- 2 甲は乙のなす労働安全衛生法第 13 条第 3 項および労働安全衛生規則第 14 条第 3 項に基づく勧告、指導、助言などを尊重し必要な措置を行うように努める。
- 第 5 条 甲は乙に対し、本事業場の労働者の健康管理に関し、必要な資料、情報を提供するものとし、乙は職務上知り得た本事業場およびその従業員の秘密を医師としての良心に従って厳守するものとする。
- 第 6 条 甲は乙に対して報酬として月額 円を毎月 日までに支払うものとする。ただし、健康診断などの報酬については、それぞれ別に定める規定に従って実施の都度支払う。
- 2 その他特別な費用などを要する事項に関しては、甲乙協議の上、その都度定めて支払うものとする。
- 第 7 条 乙が本契約に定める職務を遂行中に生じた第 3 者に対する人的および物的事故については、乙の故意または重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償するものとする。
- 2 乙が本契約に定める職務を遂行のため被災した人的事故については、本事業場などへの往復途上も含め、甲は乙の損害を補償する責任を負うものとする。物的事故についても同様とし、甲乙協議の上、甲は乙に対して損害を補償するものとする。
- 3 甲が保険料を負担する産業医傷害保険の保険給付があったときは、これを前項の損害額の全部または一部に充当することができる。

第8条 甲は乙の産業医選任を遅滞なく、所轄労働基準監督署に届出るものとする。
2 契約期間満了、解約、死亡などにより乙が産業医でなくなったときも同様とする。

第9条 本契約の有効期限は 年 月 日から1ヵ年とする。期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がない場合には、さらに1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。

第10条 本契約の定めない事項、または本契約に関する疑義については、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本契約を証するため本書3通を作成し、甲乙並びに乙の所属医師会長が押印の上各自保有するものとする。

年 月 日

「甲」 事業場所在地

名称

代表者名

印

「乙」 住所

医療機関名

氏名

印

立会人

医師会長

印

産業医契約付属規定

労働安全衛生法第13条関連

1. 甲は右の資格を有する医師である乙を産業医として選任し、甲が雇用する労働者の健康管理その他の労働省令で定める事項（労働者の健康管理等）の実施を委託する。
2. 乙の職務は右に掲げるものとし、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる。
3. 乙は労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、甲に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をする。
4. 甲は前項の勧告を受けたときはこれを尊重し、勧告したことを理由として、乙に対し解任その他不利益な取り扱いをしない。

労働安全衛生法第18条関連

甲は事業場に設ける安全衛生委員会の構成員として産業医である乙を指名する。

労働安全衛生法第66条関連

甲は労働者に対し、労働省令で定めるところにより行う医師による健康診断の実施を乙に依頼する。

労働安全衛生法第66条の4関連

甲は異常の所見があると診断された労働者の健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより乙の意見を聴く。

労働安全衛生法第66条の5関連

甲は医師である乙の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じる。

労働安全衛生法第66条の6関連

甲は健康診断を受けた労働者に対し、労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。

労働安全衛生法第66条の7関連

甲は健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師である乙、乙が指名する保健師による保健指導を行う。

資格

1. 厚生労働大臣が定める研修を修了した者
2. 試験区分が保健衛生である労働衛生コンサルタント試験合格者
3. 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は常勤講師の職にあり、又はあった者
4. 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

職務

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
2. 作業環境の維持管理に関すること
3. 作業の管理に関すること
4. 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
5. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
6. 衛生教育に関すること
7. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(別記付表)

事業場概要						
事業の種類			主たる製品 商品名			
労働者数 () 内に 40 歳以上再掲	男	名 ()	女	名 ()	計	名 ()
有害業務従事者数	①高熱低温物体取扱および暑熱寒冷場所の業務					名
	②有害放射線にさらされる業務					名
	③土石獣毛等の粉じん業務					名
	④異常気圧下の業務					名
	⑤振動業務					名
	振動機械名					
	⑥重量物取扱業務					名
	⑦騒音を発する場所の業務					名
	⑧坑内の業務					名
	⑨深夜業を含む業務					名
	⑩有害物製造取扱の業務					名
	有害物質名		特定化学物質			
			有機溶剤			
			鉛			
			四アルキル鉛			
	⑪有害物のガス蒸気粉じんを発散する場所の業務					名
	有害物質名		特定化学物質			
			有機溶剤			
			鉛			
四アルキル鉛						
⑫病原体による汚染のおそれがある業務					名	
註 A. 各欄記入に際しては、労働安全衛生法施行令第 22 条、労働安全衛生規則第 13 条を参照のこと。 B. ⑩⑪欄の「有害物」については前記政令、省令のほか特定化学物質等障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則を参照のこと。						